# 玉掛け技能講習

つり上げ荷重 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック、揚貨装置による玉掛け作業に従事するには「玉掛け技能講習」を修了することが必要です。

## 根拠法令

労働安全衛生法 第61条-1より政令第20条-16より

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン 、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

労働安全衛生規則第83条 玉掛け技能講習規程(労働省告示第119号)に基づく講習です。

■講習日数 3日間(学科2日·実技1日)土日開催

### ■講習科目

学科	クレーンに関する知識	
	クレーン等の玉掛けの方法	7 h
	クレーン等の玉掛けに必要な力学	3 h
	関係法令	1 h
	学科試験	1 h
実技	クレーン等の運転のための合図	1 h
	クレーン等の玉掛け	6 h

# お持ちの資格により、下記コースに分かれます。

#### ■講習コース及び講習料金

コース	該当する者	免除科目	講習料金
A コース	1 移動式クレーン又は.クレーン運転士免許、デリック運転士免許、揚貨 装置運転士免許を受けた者 2.小型移動式クレーン運転技能講習、又は床上操作式クレーン運転技 能講習修了者	力学 3h 合図 1h <sup>学科半日免除</sup>	受講料 21,700 円 テキスト代 1,650 円
Bコース	上記 A コースに該当しない者		受講料 23,700 円 テキスト代 1,650 円

### ■講習コース講習時間

コース	学科1日目	学科 2 日目	実技
A - 7	09:00~17:00	13:00~16:00	
A コース		修了試験 1h含む	08:00~17:00
D = 7	コース 09:00~17:00	09:00~16:00	修了試験 1h含む
Bコース		修了試験 1h含む	

